

標準作業書
(破碎業)

〇〇商会

平成〇〇年〇月〇日 制定
平成〇〇年〇月〇日 改訂

目 次

1. フローチャート（処理の流れ）
2. 事業場の配置図
3. 解体自動車の運搬の方法
 - （1） 自社車両による運搬
 - （2） 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託
4. 解体自動車の保管の方法
 - （1） 保管場所の範囲の明確化
 - （2） 保管の方法
5. 解体自動車の破砕前処理の方法
 - （1） 圧縮の方法（プレス機の例）
 - （2） せん断の方法（ギロチンシャーの例）
 - （3） 破砕前処理品の運搬先
 - （4） 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置
6. 解体自動車の破砕の方法
 - （1） 破砕の手順（プレシュレッダ+シュレッダの場合）
7. 自動車破砕残さの保管の方法
 - （1） 保管設備の構造、使用方法等
 - （2） 保管方法等
 - （3） 破砕残さ以外の他の残さを混入しないための方法
8. 排水処理施設の管理の方法
9. 破砕業の用に供する施設の保守点検
 - （1） 保守点検計画等
10. 火災予防上の措置
 - （1） 危険物への対応
 - （2） 労働安全衛生法への対応
 - （4） 事故時（火災時）の応急対応方法
 - （5） 緊急通報体制
 - （6） 従業員への周知・教育・訓練
12. 自動車破砕残さの運搬方法
 - （1） 自社車両による運搬
 - （2） 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

1. フローチャート（処理の流れ）

|

2. 事業場の配置図

(例) 同一敷地内で保管、破碎を行う場合

3. 解体自動車の運搬の方法

(1) 自社車両による運搬

- ① 解体自動車の運搬車両への積み降ろしは、フォークリフトにより行い、当社事業場及び破碎事業者の保管場所の床面を破損させないように留意して行う。

使用車種	最大積載量	登録番号

- ② 運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

解体自動車の当社への運搬は、原則、自社の車両輸送車で行うこととするが、車検、修理その他の事由で委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

- (有)△△△金属 許可番号……………
 (株)☆☆自動車 許可番号……………

4. 解体自動車の保管の方法

(1) 保管場所の範囲の明確化

- ① 保管場所は、配置図に記載のとおり。
- ② 保管場所の四隅に目印となるカラーコーンを置いて、保管場所の範囲を明示する。
- ③ 保管場所の面積は〇〇m²

(2) 保管の方法

- ① 圧縮していない解体自動車を保管する場合は、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段積み3mまで、その内側では3段積み4.5mまでとする。
- ② 圧縮後の解体自動車については、50%勾配にて積み上げる。

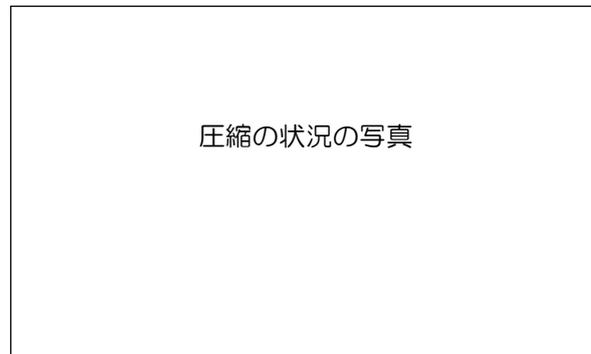
<トラック等大型車を保管する場合>

平置きで保管する。

5. 解体自動車の破砕前処理の方法

(1) 圧縮の方法（プレス機の例）

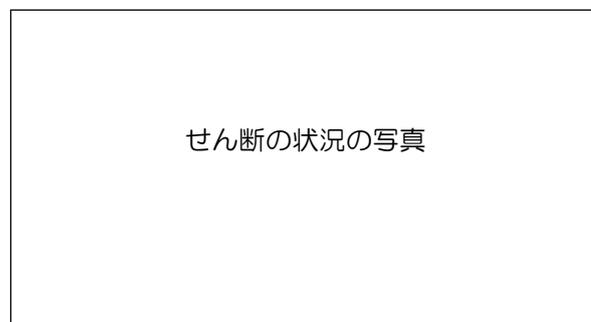
- ① 圧縮前の解体自動車を保管場所からフォークリフトでプレス機まで運搬する。
- ② ニブラ等重機を用いて解体自動車を掴み、作業場へ降ろし、簡易整形してプレス機に投入する。
- ③ プレス機を遠隔操作にて作動させ2軸プレスを行う。
- ④ 解体自動車を〇台プレスするたびにフォークリフトにより保管場所へ運搬する。
- ⑤ 圧縮に当たっては、自動車以外のもの（家電、自動販売機など）を混入させることのないように行う。



※①～④は、写真により代用することもできる。

(2) せん断の方法（ギロチンシャーの例）

- ① せん断前の解体自動車を保管場所からフォークリフトでギロチンシャーまで運搬する。
- ② 重機を用いてギロチンシャーに投入する。
- ③ せん断物をリフティングマグネットで保管場所に移動する。
- ④ せん断に当たっては、自動車以外のもの（家電、自動販売機など）を混入させることのないように行う。



※①～③は、写真により代用することもできる。

(3) 破砕前処理品の運搬先

- ① 破砕業者 ○○商店
- ② 解体自動車全部利用者 △△製鉄

(4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置

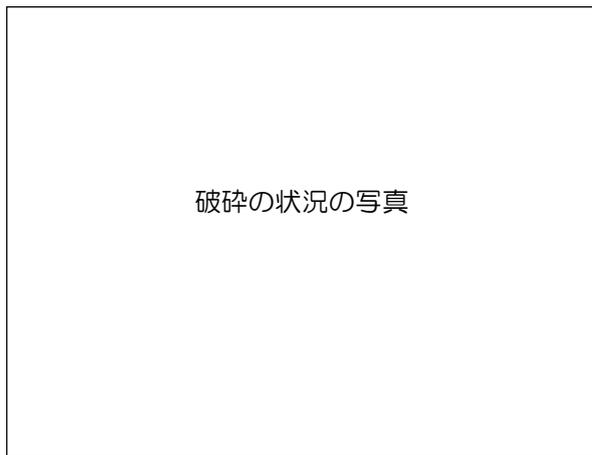
＜移動型施設の場合＞

- 圧縮は、移動先の事務所内で、かつ、周辺に影響が少なく、床面が鉄筋コンクリートで舗装された場所で行い、道路上では作業しない。
- 近隣に住宅がある場所では、早朝、夜間は作業しない。
- 廃油、廃液の漏出があった場合には、直ちにウエス等で拭き取り、原状回復を図る。また、解体業者に対し、廃油、廃液の確実な回収を促す。

6. 解体自動車の破砕の方法

(1) 破砕の手順（プレシュレッダ+シュレッダの場合）

- ① 自動車以外のもの（家電、自販機等）の混入がないことを確認し、プレシュレッダに投入する。
- ② 解体自動車をシュレッダー機に投入し、細かく破砕加工した後、機器（磁気選別機等）により有用金属（鉄、アルミニウム等）を回収する。



7. 自動車破碎残さの保管の方法

(1) 保管設備の構造、使用方法等

<屋根がある場合>

屋根、鉄筋コンクリート床面、排水処理施設のある保管施設で保管する。

<屋根がない場合>

- ① 排水処理施設により、汚水の処理を行う。
- ② 床面は鉄筋コンクリート構造であるが、汚水の地下浸透を防止するため、床面のひび割れ等があれば、早急に補修を行う。
- ③ 破碎残さの飛散又は流出がないように、必要に応じて防塵ネットを用いる。

(2) 保管方法等

破碎残さの飛散又は流出が起こらないように、保管する。

(3) 破碎残さ以外の他の残さを混入しないための方法

ASRと、それ以外の残さ（SR）とを区分して保管する。

8. 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る）

<油水分離装置による場合>

- バキュームにより、浮遊油を除去する。
- 毎日、各種の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態を確認する。
- 廃油、汚泥は、定期的に引き抜き、産業廃棄物処理業の許可を持つ〇〇清掃（株）（許可番号……………）に処理を委託する。

写真

<排水処理施設による場合>

- 管理マニュアルに基づいて管理を行う。
- △△県水資源汚濁防止条例に従い、管理報告書を県に提出する。



9. 破碎業の用に供する施設の保守点検

(1) 保守点検計画等

次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。この計画は、毎事業年度当初に見直し作業を行う。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法

10. 火災予防上の措置

(1) 危険物への対応

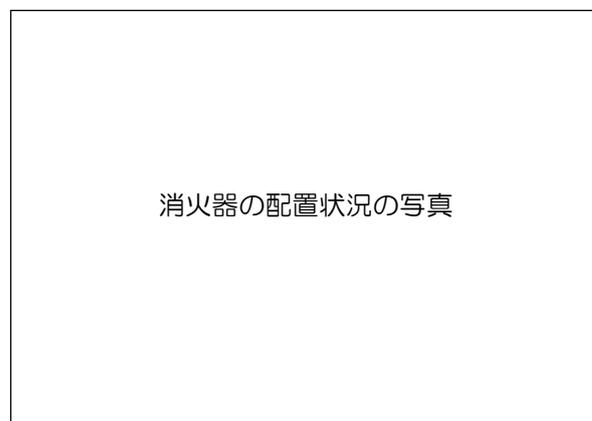
① 管理者の選任

危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

危険物保安監督者：○○○○○

危険物管理責任者：○○○○○ (いずれかを記入)

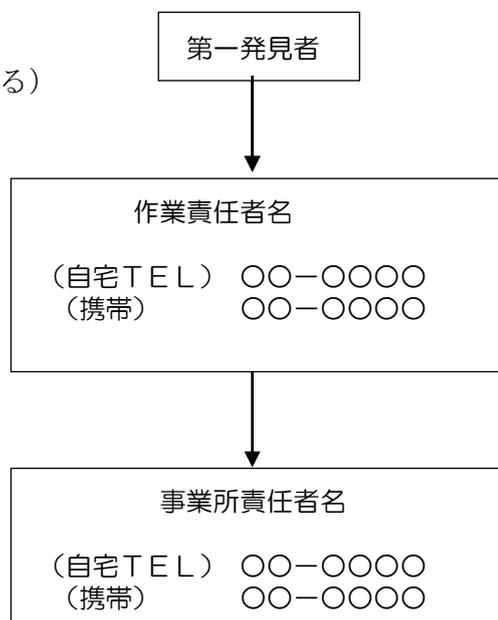
- ② 消火器の設置場所、本数等
別図のとおり（消火設備の配置図を添付）
- ③ 決められた場所以外で火気を使用する場合は、防火責任者の許可を得る。
- ④ 消火器、表示盤、看板の点検を実施する（3ヶ月に1回。防火責任者）。
- ⑤ 喫煙場所以外では喫煙しない。



- (2) 労働安全衛生法への対応
アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合
作業主任者：〇〇〇〇

- (3) 緊急通報体制
火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見やすい場所に掲げる。
また、警察、消防、労働基準監督署等に連絡する。

(例) 緊急連絡体制図
(電話番号を記載する)



(4) 従業員への周知・教育・訓練

- ① 危険物の取扱、高圧ガスの取扱等について従業員全員が理解・実践できるように年〇回、周知・教育を実施する。
また、必要に応じ、緊急時における措置について訓練を行う。

② 周知・教育項目

- 消火器等消火設備の取扱方法
○ 緊急時（火災時）の対応方法

1 1. 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬方法

(1) 自社車両による運搬

- ① 破砕残さは、ダンプ、コンテナバンに搭載し、被覆シートで覆いをして雨による濡れ、飛散流出がないように輸送する。

使用車種	最大積載量	登録番号

- ② 運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

委託する場合は、廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託することとする。

- ① (有)△△△金属 許可番号……………
② (株)☆☆自動車 許可番号……………